

<夏季一時金闘争>

団体交渉における都側最終回答

条例どおり 夏季一時金2.275月分支給で妥結

夏季一時金および支給対象・割合・加算制度、夏季休暇等について、衛生局支部は要求実現をめざして都労連に結集してたたかい、条例・規則どおりの一時金支給で妥結しました。「数は力」、組合が大きくなればなるほど、要求実現の力は強くなります。

都側の主な回答内容

① 期末・勤勉手当

現行の条例規則どおり、期末手当1.2月分、勤勉手当1.075月分計

(定年前再任用短時間職員、期末0.675月分、勤勉0.525月分、計1.2月分)

6月30日支給

② 一時金関連

一時金の支給対象・割合・加算制度について現行どおり

③ 夏季休暇

夏季休暇日数については現行どおり(5日)、取得期間は7月から9月まで

① 期末・勤勉手当

職場組合員の切実な要求として、夏季一時金2.7月分を都側に求めましたが、都側の回答は、現下の厳しい状況を十分考慮し、慎重検討を重ねた上で判断したとして、昨年の確定交渉結果を反映した現行の条例・規則どおりの支給となり、夏季一時金の支給月数増を実現することができませんでした。

② 一時金関連

育児・介護等の事情を抱える職員の生活を収入面から支えるため求めた、期末・勤勉手当での在職期間の除算期間制度の改善など、一時金の支給対象・割合・加算制度いずれの要求事項に対しても、都労連要求に応えず、現行どおりとする回答となりました。

③ 夏季休暇

新型コロナウイルスが5類に移行しましたが、再流行の兆しは否定できません。いくつかの職場では、感染の報告や交代制職場では対応に苦慮している現状があります。感染症対応に責任を持つ職場として、夏季休暇の取得が確保できないことが危惧されます。しかし、都側の回答は夏季休暇日数について現行どおり、取得期間は本則どおりの回答となりました。

メーデーに元気よく参加しました！

5月1日、支部は井の頭緑地公園で開催された“三多摩メーデー”に参加しました。

オオタカが生息する林を抜けたところにある運動場にたくさんの労働者が集まり、それぞれの組合の要求を掲げ、お互いを励まし合うことができました。

**賃金を上げろ！
平和を守れ！**

こうした声をもっと大きく、
そして大きな世論にしていきましょう。



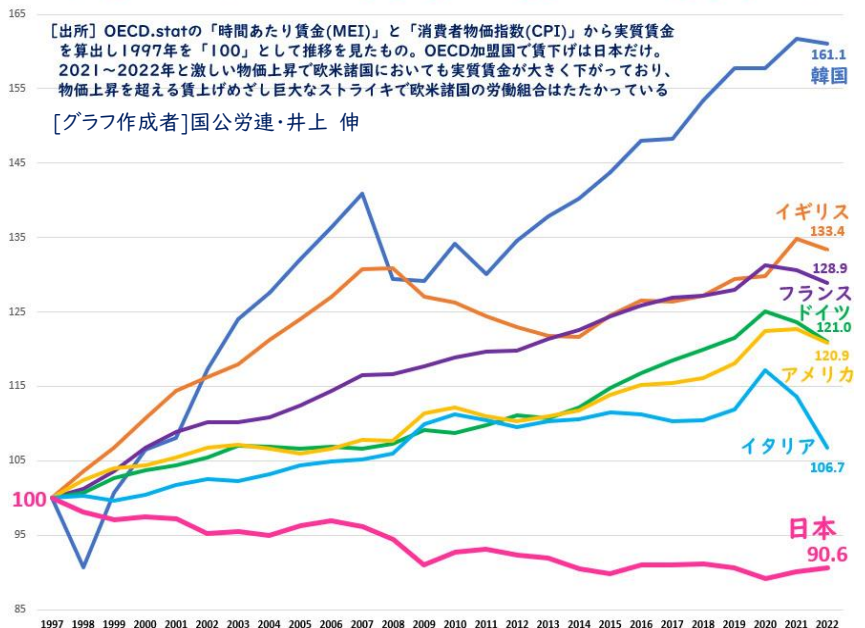
役員と子どもも参加



米国のホロコースト博物館に、政治学者ローレンス・W・ブリットが示した「ファシズムの初期症候(しょうこう)」(2003年)です。
「あたらしい戦前」と言われる日本、思い当たることはいくつありますか？

- ◇ 強情なナショナリズム
- ◇ 人権の軽視
- ◇ 団結のための敵国づくり
- ◇ 軍事優先
- ◇ 性差別の横行
- ◇ マスメディアのコントロール
- ◇ 国家の治安への執着
- ◇ 宗教と政治の癒着(結託)
- ◇ 企業の保護
- ◇ 労働組合の弾圧と排除
- ◇ 学問と芸術の軽視(蔑視)
- ◇ 犯罪の厳罰化への執着
- ◇ 身びいきと汚職の蔓延
- ◇ 不正な選挙

日本だけ25年間に渡って賃下げ



都の「戦略ビジョン」で「世界から選ばれる都市」「都市間競争」を掲げています。賃金が上がらない都市はどうするのでしょうか。

組合員のみなさん

支部長の横坂です。

遅くなりましたが、5月1日に行われましたメーデーの報告と夏季一時金闘争妥結結果報告をさせていただきました。

夏季一時金闘争は条例通りとなりましたが、これから秋・冬と賃金確定闘争が行われます。

物価がどんどん上がっていくなか、賃上げは全組合員の切実な要求です。

現在、東京人事委員会勧告に向けた署名をお願いしています。

みなさん署名をして意思表示をしましょう！